

(資料6)

教科用図書検定規則実施細則 新旧対照表 (案) (下線部は改正部分)

改正後	改正前
目 次	目 次
第1 検定の申請	第1 検定の申請
1 検定審査申請書の提出	1 検定審査申請書の提出
2 申請図書の提出	2 申請図書の提出
3 検定審査料算定の基礎となるページ数	3 検定審査料算定の基礎となるページ数
第2 申請図書の審査手続	第2 申請図書の審査手続
1 申請図書等の適切な管理	1 申請図書等の適切な管理
2 申請図書の審査	2 申請図書の審査
3 不合格理由の事前通知及び反論の聴取	3 不合格理由の事前通知及び反論の聴取
4 検定意見に対する意見の申立て	4 検定意見に対する意見の申立て
5 申請図書の修正	5 申請図書の修正
6 調査意見書を記載した資料	6 調査意見書を記載した資料
7 不合格図書の再申請の期間	7 不合格図書の再申請の期間
第3 検定済図書の訂正等	第3 検定済図書の訂正等
第4 見本の提出	第4 見本の提出
第5 申請図書等の公開	第5 申請図書等の公開
第6 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出	第6 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出
附 則	附 則
第1 検定の申請	第1 検定の申請
1 「検定審査申請書」の提出（教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。）第5条第1項関係）	1 「検定審査申請書」の提出（教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。）第5条第1項関係）
(1) 提出部数	(1) 提出部数
教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第89号）の表に掲げる区分（小学校及び中学校については受理単	教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第89号）の表に掲げる区分（小学校及び中学校については受理単

位，高等学校については受理種目）ごとに，別紙様式第1号の「検定審査申請書」を<u>1</u>通提出する。（高等学校については，「学年」欄は空欄とし記入しない。以下，全ての書類について同じ。） (2) 郵送等による提出 検定審査申請書及び申請図書（いずれも添付書類を含む。）については，郵送等により提出することも可能とする。 (3) 記入上の留意事項 ① 「著作者の氏名」欄には，著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）による著作者の氏名（共同著作物の場合は，代表者の氏名）を記入する。 ② 「全体のページ数」欄には，申請図書の総ページ数を次により算定して記入する。 ア 申請図書の総ページ数とは，表紙，見返し，折り込み，口絵，扉，目次，索引，巻末資料，白紙のページなどを含む申請図書全体のページ数とする。 注 1 見返しがついている場合は，表見返しの 1 及び裏見返しの 4 並びにこれに接する表紙の 2 及び 3 はページ数に算入しない。 注 2 折り込みについては，一葉ごとにその片面の面積を当該図書の判型の面積で除して得た数（小数第一位で端数切上げ）に 2 を乗じた数をページ数に算入する。折り込み以外で当該図書と判型の異なる紙葉についても同様とする。 イ 日本産業規格 A 列 5 番以外の判型の申請図書については，当該図書の 1 ページの面積を A 列 5 番の面積で除した数（小数第三位で端数切上げ。ただし，B 列 5 番の申請図書については，1.5，A 列 4 番の申請図書について	位，高等学校については受理種目）ごとに，別紙様式第1号の「検定審査申請書」を<u>正副各 1</u>通提出する。（高等学校については，「学年」欄は空欄とし記入しない。以下，全ての書類について同じ。） (2) 郵送等による提出 検定審査申請書及び申請図書（いずれも添付書類を含む。）については，郵送等により提出することも可能とする。 (3) 記入上の留意事項 ① 「著作者の氏名」欄には，著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）による著作者の氏名（共同著作物の場合は，代表者の氏名）を記入する。 ② 「全体のページ数」欄には，申請図書の総ページ数を次により算定して記入する。 ア 申請図書の総ページ数とは，表紙，見返し，折り込み，口絵，扉，目次，索引，巻末資料，白紙のページなどを含む申請図書全体のページ数とする。 注 1 見返しがついている場合は，表見返しの 1 及び裏見返しの 4 並びにこれに接する表紙の 2 及び 3 はページ数に算入しない。 注 2 折り込みについては，一葉ごとにその片面の面積を当該図書の判型の面積で除して得た数（小数第一位で端数切上げ）に 2 を乗じた数をページ数に算入する。折り込み以外で当該図書と判型の異なる紙葉についても同様とする。 イ 日本産業規格 A 列 5 番以外の判型の申請図書については，当該図書の 1 ページの面積を A 列 5 番の面積で除した数（小数第三位で端数切上げ。ただし，B 列 5 番の申請図書については，1.5，A 列 4 番の申請図書について
---	---

は、2とする。)を当該図書の総ページ数に乗じて得た数(小数第一位で端数切上げ)を、()内に記入する。 ③ 「分冊ごとのページ数」の欄には、②に準じて分冊ごとに算定したページ数を記入する。 (4) 検定審査申請書の添付書類 ① 検定審査申請書の添付書類については、小学校及び中学校は受理単位ごと、高等学校は受理種目ごとに作成し添付する。ただし、添付書類のうち別紙様式第4号の「誓約書」は、学校種にかかわらず、教科ごとに作成し添付する。 ② 申請図書の著作編修に関与した全ての者の氏名、職業などを記載した別紙様式第2号の「著作編修関係者名簿」及び申請図書等の公開に同意する文書として別紙様式第3号の「申請図書等公開同意書」を各1部添付する。 ③ 第2の1(3)に定める不公正な行為をしていないことを誓約する文書として別紙様式第4号の「誓約書」を1部添付する。 ④ 検定審査申請書の添付書類は、様式ごとに両面印刷とする。(以下、2(2)⑧の「申請図書の添付書類」についても同じ。) 2 申請図書の提出(規則第5条第2項関係) (1) 提出部数 教科・種目ごとに初等中等教育局長が別に定める部数とする。 (2) 作成要領 ① 表紙 ア 表紙の1及び4並びに背は白色とし、表紙の1及び背	は、2とする。)を当該図書の総ページ数に乗じて得た数(小数第一位で端数切上げ)を、()内に記入する。 ③ 「分冊ごとのページ数」の欄には、②に準じて分冊ごとに算定したページ数を記入する。 (4) 検定審査申請書の添付書類 ① 検定審査申請書の添付書類については、小学校及び中学校は受理単位ごと、高等学校は受理種目ごとに作成し添付する。ただし、添付書類のうち別紙様式第4号の「誓約書」は、学校種にかかわらず、教科ごとに作成し添付する。 ② 申請図書の著作編修に関与した全ての者の氏名、職業などを記載した別紙様式第2号の「著作編修関係者名簿」及び申請図書等の公開に同意する文書として別紙様式第3号の「申請図書等公開同意書」を各1部添付する。 ③ 第2の1(3)に定める不公正な行為をしていないことを誓約する文書として別紙様式第4号の「誓約書」を1部添付する。 ④ 検定審査申請書の添付書類は、様式ごとに両面印刷とする。(以下、2(2)⑧の「申請図書の添付書類」についても同じ。) 2 申請図書の提出(規則第5条第2項関係) (1) 提出部数 教科・種目ごとに初等中等教育局長が別に定める部数とする。 (2) 作成要領 ① 表紙 ア 表紙の1及び4並びに背は白色とし、表紙の1及び背
---	---

に目的とする学校及び教科の種類、種目、学年並びに巻冊の別のみを黒色で記入する。この場合、「小・国・1（上）」などと略記することができる。ただし、背については、ページ数が極めて少ないため記入が困難なときは、記入しなくて差し支えない。 イ 供給本の表紙の1，4及び背並びに扉の見本を，申請図書を提出した日の翌日から起算して84日以内に，別紙様式第6号の「表紙等提出届」<u>1部</u>とともに，初等中等教育局長が別に定める部数提出する。供給本の表紙の1，4及び背並びに扉の見本のうち各1部については，供給本に使用する紙質と同一の用紙を使用し，本刷りとする。その他の部数については，下記⑦に示す事項については記載しないものとし，本刷りをカラーコピーしたもので差し支えない。なお，提出する全ての表紙の見本の裏面右上に受理番号を記入するとともに，学年ごとに分冊となる場合には，当該学年が表紙の見本で確認できること。 ウ 文部科学省が事前に付与する申請図書番号を，表紙の1の中央下部及び背の下部に記載する。 ② 印刷用紙 供給本に使用する紙質と同一とする。 ③ 印刷 本刷り（これと同等の質を有する印刷を含む。以下同じ。）とする。なお，本刷りに代えて，これと同一の字詰めによって申請図書にワードプロセッサ等で印字した別紙を貼り込むことは差し支えない。 ④ 製本様式 供給本と同一とする。 ⑤ ページ数字	に目的とする学校及び教科の種類、種目、学年並びに巻冊の別のみを黒色で記入する。この場合、「小・国・1（上）」などと略記することができる。ただし、背については、ページ数が極めて少ないため記入が困難なときは、記入しなくて差し支えない。 イ 供給本の表紙の1，4及び背並びに扉の見本を，申請図書を提出した日の翌日から起算して84日以内に，別紙様式第6号の「表紙等提出届」<u>2部</u>とともに，初等中等教育局長が別に定める部数提出する。供給本の表紙の1，4及び背並びに扉の見本のうち各1部については，供給本に使用する紙質と同一の用紙を使用し，本刷りとする。その他の部数については，下記⑦に示す事項については記載しないものとし，本刷りをカラーコピーしたもので差し支えない。なお，提出する全ての表紙の見本の裏面右上に受理番号を記入するとともに，学年ごとに分冊となる場合には，当該学年が表紙の見本で確認できること。 ウ 文部科学省が事前に付与する申請図書番号を，表紙の1の中央下部及び背の下部に記載する。 ② 印刷用紙 供給本に使用する紙質と同一とする。 ③ 印刷 本刷り（これと同等の質を有する印刷を含む。以下同じ。）とする。なお，本刷りに代えて，これと同一の字詰めによって申請図書にワードプロセッサ等で印字した別紙を貼り込むことは差し支えない。 ④ 製本様式 供給本と同一とする。 ⑤ ページ数字
---	---

申請図書（表紙及び扉を除く。）には、ページ数字をつけること。ただし、口絵等については、通し番号等を付すことでこれに代えることができる。 ⑥ 行数字 次の教科（種目）を除き、各ページの欄外に5行ごとに 行数字（「5」、「10」、「15」など）を記入する。 小学校……………国語科（書写），社会科（地図），音楽 科，図画工作科 中学校……………国語科（書写），社会科（地図），音楽 科，美術科 高等学校……………地理歴史科（地図），芸術科 ⑦ 申請図書に記載しない事項 申請図書の名称，著作編修関係者の氏名，発行者の氏名（又は名称），発行者のマーク又は発行者を表すカット等の申請図書，著作編修関係者及び発行者が特定可能な情報は記載しない。（以下，「⑧申請図書の添付書類」についても同じ。）ただし，発行者が管理するウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。以下同じ。）を掲載する場合には，掲載する箇所を黒枠線で囲み，「URL掲載」などと記載すること。 ⑧ 申請図書の添付書類 ア 別記に示すところに従って必要な添付書類を作成し，学校及び教科の種類，種目，学年並びに巻冊の別を記入した袋の中に入れる。その際，編修趣意書（別紙様式第5－1号から第5－3号まで）については，様式ごとに両面印刷の上，まとめてステープラーで左上綴じし，他の添付書類とは一緒に綴じないこと。 イ 申請図書の添付書類は，図書ごとに作成し添付することを原則とするが，編修趣意書については，小学校及び	申請図書（表紙及び扉を除く。）には、ページ数字をつけること。ただし、口絵等については、通し番号等を付すことでこれに代えることができる。 ⑥ 行数字 次の教科（種目）を除き、各ページの欄外に5行ごとに 行数字（「5」、「10」、「15」など）を記入する。 小学校……………国語科（書写），社会科（地図），音楽 科，図画工作科 中学校……………国語科（書写），社会科（地図），音楽 科，美術科 高等学校……………地理歴史科（地図），芸術科 ⑦ 申請図書に記載しない事項 申請図書の名称，著作編修関係者の氏名，発行者の氏名（又は名称），発行者のマーク又は発行者を表すカット等の申請図書，著作編修関係者及び発行者が特定可能な情報は記載しない。（以下，「⑧申請図書の添付書類」についても同じ。）ただし，発行者が管理するウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。以下同じ。）を掲載する場合には，掲載する箇所を黒枠線で囲み，「URL掲載」などと記載すること。 ⑧ 申請図書の添付書類 ア 別記に示すところに従って必要な添付書類を作成し，学校及び教科の種類，種目，学年並びに巻冊の別を記入した袋の中に入れる。その際，編修趣意書（別紙様式第5－1号から第5－3号まで）については，様式ごとに両面印刷の上，まとめてステープラーで左上綴じし，他の添付書類とは一緒に綴じないこと。 イ 申請図書の添付書類は，図書ごとに作成し添付することを原則とするが，編修趣意書については，小学校及び
---	---

中学校は受理単位ごと（ただし、「学年ごとに分冊とする」とされている受理種目は分冊ごと）、高等学校は受理種目ごとに作成し添付する。 ウ 申請図書の添付書類のうち、別記の「⑪外国語（英語）音声」については、申請図書を提出した日の翌日から起算して 35 日以内に、初等中等教育局長が別に定める部数を提出する。 エ 申請図書の添付書類のうち、別記の「⑫解答一覧表」及び「⑬コンピュータプログラム等関連ファイル」については、該当する教科（種目）ごとに別記に示す部数を提出すればよい。 オ 検定の申請後に申請図書の名称の変更を行う場合は、別紙様式第 7 号の「申請図書の書名変更届」を作成し提出する。 カ 申請図書の添付書類の袋の右上部に、文部科学省が事前に付与する申請図書番号を記載する。 <u>キ 申請図書のデジタルデータについて、申請図書を提出した日の翌日から起算して 45 日以内に、初等中等教育局長が別に定めるところにより提出する。</u> <u>ク このほか、申請図書の審査に当たって追加で必要となる資料については、文部科学省の求めに応じて提出する。</u> 3 検定審査料算定の基礎となるページ数（規則第 13 条関係） 「検定審査申請書」の「全体のページ数」の欄に記入したページ数とする。ただし、日本産業規格 A 列 5 番以外の判型の申請図書については（ ）内に記入したページ数とする。 第 2 申請図書の審査手続	中学校は受理単位ごと（ただし、「学年ごとに分冊とする」とされている受理種目は分冊ごと）、高等学校は受理種目ごとに作成し添付する。 ウ 申請図書の添付書類のうち、別記の「⑪外国語（英語）音声」については、申請図書を提出した日の翌日から起算して 35 日以内に、初等中等教育局長が別に定める部数を提出する。 エ 申請図書の添付書類のうち、別記の「⑫解答一覧表」及び「⑬コンピュータプログラム等関連ファイル」については、該当する教科（種目）ごとに別記に示す部数を提出すればよい。 オ 検定の申請後に申請図書の名称の変更を行う場合は、別紙様式第 7 号の「申請図書の書名変更届」を作成し提出する。 カ 申請図書の添付書類の袋の右上部に、文部科学省が事前に付与する申請図書番号を記載する。 （新設） （新設） 3 検定審査料算定の基礎となるページ数（規則第 13 条関係） 「検定審査申請書」の「全体のページ数」の欄に記入したページ数とする。ただし、日本産業規格 A 列 5 番以外の判型の申請図書については（ ）内に記入したページ数とする。 第 2 申請図書の審査手続
---	--

1 申請図書等の適切な管理（規則第6条関係） (1) 規則第6条に規定する申請図書その他の検定審査に関する資料及び審査内容（以下「申請図書等」という。） ① 規則第6条に規定する申請図書その他の検定審査に関する資料とは、検定審査申請書及び申請図書（いずれも添付書類を含む。）、検定意見書、検定意見に対する意見申立書、申し立てられた意見の認否書、検定審査不合格理由書、不合格理由に対する反論書、反論認否書、修正表その他文部科学省に提出し、又は文部科学省から受領した検定審査に関する一切の資料とする。 ② 規則第6条に規定する審査内容には、当該申請図書に係る文部科学省による照会及びそれに対する回答の内容、検定審査の進捗状況その他の当該申請図書の検定審査に関する一切の情報を含むものとする。 (2) 申請図書等の適切な管理 ① 文部科学省は、検定結果公表（当該年度の全ての申請図書の検定審査の終了後に文部科学省によって行われる当該検定審査の結果の公表をいう。以下同じ。）までは、②に掲げるもののほか、当該申請図書に係る調査意見を記載した資料その他の当該申請図書の審査に関する資料及び当該申請図書に関する審査について、その内容が外部の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。 ② 申請者は、検定結果公表までは、当該申請図書並びに当該申請図書の審査に関し文部科学大臣に提出した文書及び文部科学大臣から通知された文書について、その内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。 ③ 文部科学省は、申請者側の不適切な情報管理により、申	1 申請図書等の適切な管理（規則第6条関係） (1) 規則第6条に規定する申請図書その他の検定審査に関する資料及び審査内容（以下「申請図書等」という。） ① 規則第6条に規定する申請図書その他の検定審査に関する資料とは、検定審査申請書及び申請図書（いずれも添付書類を含む。）、検定意見書、検定意見に対する意見申立書、申し立てられた意見の認否書、検定審査不合格理由書、不合格理由に対する反論書、反論認否書、修正表その他文部科学省に提出し、又は文部科学省から受領した検定審査に関する一切の資料とする。 ② 規則第6条に規定する審査内容には、当該申請図書に係る文部科学省による照会及びそれに対する回答の内容、検定審査の進捗状況その他の当該申請図書の検定審査に関する一切の情報を含むものとする。 (2) 申請図書等の適切な管理 ① 文部科学省は、検定結果公表（当該年度の全ての申請図書の検定審査の終了後に文部科学省によって行われる当該検定審査の結果の公表をいう。以下同じ。）までは、②に掲げるもののほか、当該申請図書に係る調査意見を記載した資料その他の当該申請図書の審査に関する資料及び当該申請図書に関する審査について、その内容が外部の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。 ② 申請者は、検定結果公表までは、当該申請図書並びに当該申請図書の審査に関し文部科学大臣に提出した文書及び文部科学大臣から通知された文書について、その内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。 ③ 文部科学省は、申請者側の不適切な情報管理により、申
--	--

請図書等の情報が流出した場合、必要に応じ、申請者名その他の情報を含む当該事案の概要を公表することができるものとする。この取扱い、規則第 14 条に基づく検定済図書の訂正についても同様とする。

2 申請図書の審査（規則第 7 条関係）

(1) 検定意見の通知

検定意見の通知は、別紙様式第 8 号の「検定意見書」を交付することにより行う。

(2) 検定手続の一時停止等

文部科学省は、教科用図書検定調査審議会において調査審議の一時停止その他必要な措置が講じられたときは、検定意見の通知等検定手続の一時停止その他必要な措置を行うことができるものとする。

(3) 規則第 7 条第 2 項の規定による検定審査不合格の決定

申請者が下記のいずれかに該当する場合は、規則第 7 条第 2 項の規定により、検定審査不合格の決定を行うものとする。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）の規定に違反し、若しくは教科用図書の採択に関し刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条若しくは第 233 条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）第 3 条第 1 項（同項第 11 号に係る部分に限る。）若しくは同条第 2 項（同条第 1 項第 11 号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがな

請図書等の情報が流出した場合、必要に応じ、申請者名その他の情報を含む当該事案の概要を公表することができるものとする。この取扱い、規則第 14 条に基づく検定済図書の訂正についても同様とする。

2 申請図書の審査（規則第 7 条関係）

(1) 検定意見の通知

検定意見の通知は、別紙様式第 8 号の「検定意見書」を交付することにより行う。

(2) 検定手続の一時停止等

文部科学省は、教科用図書検定調査審議会において調査審議の一時停止その他必要な措置が講じられたときは、検定意見の通知等検定手続の一時停止その他必要な措置を行うことができるものとする。

(3) 規則第 7 条第 2 項の規定による検定審査不合格の決定

申請者が下記のいずれかに該当する場合は、規則第 7 条第 2 項の規定により、検定審査不合格の決定を行うものとする。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、又は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）の規定に違反し、若しくは教科用図書の採択に関し刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条若しくは第 233 条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）第 3 条第 1 項（同項第 11 号に係る部分に限る。）若しくは同条第 2 項（同条第 1 項第 11 号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくな

なくなった日から3年を経過していない場合 ② 図書の発行に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令の規定に違反する著しく不公正な行為をしたことが認められた場合 ③ 検定結果公表前の申請図書を採択関係者に対して開示し、対価を伴う意見聴取を行ったことが認められた場合 ④ 採択関係者に対して不当に利益を供与したことが認められた場合 (4) 規則第7条第3項に規定する特定行為とは、検定結果公表前に申請図書等の内容を公表することその他検定結果公表前における当該申請図書等の情報の管理が不適切であること（規則第12条第1項の規定による再申請がなされた場合にあっては、検定審査不合格となった図書の内容であって当該再申請がなされた申請図書に同様の内容が記載されているものについて、その内容に係る検定審査の結果の是非に関する議論を惹起させる行為その他これに類する行為を行うことにより、当該行為の態様に照らして当該再申請がなされた申請図書の情報の管理が不適切であったのと同様の事態を生じせたと認められる場合を含む。）により、検定審査（当該申請図書以外の申請図書に係る検定審査を含む。）に重大な影響を及ぼしたと認められる行為をいう。 3 不合格理由の事前通知及び反論の聴取（規則第8条関係） (1) 事前通知の方法 検定審査不合格理由の事前通知は、別紙様式第9号の「検定審査不合格理由書」を交付することにより行う。なお、規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の決定を行おうとする場合には、「2. 欠陥箇所」は省略する。	日から3年を経過していない場合 ② 図書の発行に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令の規定に違反する著しく不公正な行為をしたことが認められた場合 ③ 検定結果公表前の申請図書を採択関係者に対して開示し、対価を伴う意見聴取を行ったことが認められた場合 ④ 採択関係者に対して不当に利益を供与したことが認められた場合 (4) 規則第7条第3項に規定する特定行為とは、検定結果公表前に申請図書等の内容を公表することその他検定結果公表前における当該申請図書等の情報の管理が不適切であること（規則第12条第1項の規定による再申請がなされた場合にあっては、検定審査不合格となった図書の内容であって当該再申請がなされた申請図書に同様の内容が記載されているものについて、その内容に係る検定審査の結果の是非に関する議論を惹起させる行為その他これに類する行為を行うことにより、当該行為の態様に照らして当該再申請がなされた申請図書の情報の管理が不適切であったのと同様の事態を生じせたと認められる場合を含む。）により、検定審査（当該申請図書以外の申請図書に係る検定審査を含む。）に重大な影響を及ぼしたと認められる行為をいう。 3 不合格理由の事前通知及び反論の聴取（規則第8条関係） (1) 事前通知の方法 検定審査不合格理由の事前通知は、別紙様式第9号の「検定審査不合格理由書」を交付することにより行う。なお、規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の決定を行おうとする場合には、「2. 欠陥箇所」は省略する。
---	--

(2) 検定審査不合格理由に対する反論は、規則第7条第1項の規定による検定審査不合格理由の事前通知を受けた場合は、別紙様式第10号の「不合格理由に対する反論書」及び別紙様式第10号別紙①に、規則第7条第2項の規定による検定審査不合格理由の事前通知を受けた場合は、別紙様式第10号の「不合格理由に対する反論書」及び別紙様式第10号別紙②によるものとする。 (3) 別紙様式第10号別紙①及び別紙様式第10号別紙②の記入要領 別紙様式第10号別紙①及び別紙様式第10号別紙②の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (4) 反論の認否の通知 反論書の提出があった場合において、申請図書の検定審査不合格の決定を行ったときは、検定審査不合格の決定の通知の際に、規則第7条第1項の規定による検定審査不合格の場合は別紙様式第11号①の「反論認否書」を、規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の場合は別紙様式第11号②の「反論認否書」を交付する。 4 検定意見に対する意見の申立て（規則第9条関係） (1) 検定意見に対する意見の申立ては、別紙様式第12号の「検定意見に対する意見申立書」及び別紙様式第12号別紙によるものとする。 (2) 別紙様式第12号別紙の記入要領 別紙様式第12号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (3) 申し立てられた意見の認否の通知 検定意見に対する意見申立書の提出があった場合は、提出があった日の翌日から起算して20日以内に、別紙様式第13	(2) 検定審査不合格理由に対する反論は、規則第7条第1項の規定による検定審査不合格理由の事前通知を受けた場合は、別紙様式第10号の「不合格理由に対する反論書」及び別紙様式第10号別紙①に、規則第7条第2項の規定による検定審査不合格理由の事前通知を受けた場合は、別紙様式第10号の「不合格理由に対する反論書」及び別紙様式第10号別紙②によるものとする。 (3) 別紙様式第10号別紙①及び別紙様式第10号別紙②の記入要領 別紙様式第10号別紙①及び別紙様式第10号別紙②の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (4) 反論の認否の通知 反論書の提出があった場合において、申請図書の検定審査不合格の決定を行ったときは、検定審査不合格の決定の通知の際に、規則第7条第1項の規定による検定審査不合格の場合は別紙様式第11号①の「反論認否書」を、規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の場合は別紙様式第11号②の「反論認否書」を交付する。 4 検定意見に対する意見の申立て（規則第9条関係） (1) 検定意見に対する意見の申立ては、別紙様式第12号の「検定意見に対する意見申立書」及び別紙様式第12号別紙によるものとする。 (2) 別紙様式第12号別紙の記入要領 別紙様式第12号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (3) 申し立てられた意見の認否の通知 検定意見に対する意見申立書の提出があった場合は、提出があった日の翌日から起算して20日以内に、別紙様式第13
--	--

号の「申し立てられた意見の認否書」により申し立てられた意見を相当と認めるか否かを通知する。

5 申請図書の修正（規則第 10 条関係）

(1) 「修正表」の提出期間及び提出部数等

- ① 別紙様式第 14 号の「修正表提出届」1 部とともに、別紙様式第 14 号別紙の「修正表」2 部（正副各 1 部）を、検定意見の通知のあった日の翌日から起算して 35 日以内に提出する。
- ② ①に定める期間内に年末・年始の期間（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）が含まれるときは、その日数を加算する。
（以下、③の「初等中等教育局長が別に指示する期日までの間」及び第 4 (1) の「見本の提出期間」においても同じ。）
- ③ 申請者は修正表提出届の提出後、初等中等教育局長が別に指示する期日までの間に必要があると認める場合、修正表を変更することができる。
- ④ 申請者は③の別に指示する期日までに修正表（③による変更を行った場合は変更後のもの）を初等中等教育局長が別に定める部数（正 1 部を含む。）提出する。

(2) 修正表の作成要領

- ① 目的とする学校及び教科の種類、種目、学年並びに受理番号を記した表紙を添付する。
- ② 「受理番号」の欄には、申請図書の受理番号を記入する。
- ③ 「番号」及び「指摘箇所」の欄には、当該修正表により修正を行おうとする箇所について、検定意見書に記されているそれぞれの記載事項を記入する。
- ④ 「原文」の欄は、検定意見の指摘箇所に係る申請図書の

号の「申し立てられた意見の認否書」により申し立てられた意見を相当と認めるか否かを通知する。

5 申請図書の修正（規則第 10 条関係）

(1) 「修正表」の提出期間及び提出部数等

- ① 別紙様式第 14 号の「修正表提出届」1 部とともに、別紙様式第 14 号別紙の「修正表」2 部（正副各 1 部）を、検定意見の通知のあった日の翌日から起算して 35 日以内に提出する。
- ② ①に定める期間内に年末・年始の期間（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）が含まれるときは、その日数を加算する。
（以下、③の「初等中等教育局長が別に指示する期日までの間」及び第 4 (1) の「見本の提出期間」においても同じ。）
- ③ 申請者は修正表提出届の提出後、初等中等教育局長が別に指示する期日までの間に必要があると認める場合、修正表を変更することができる。
- ④ 申請者は③の別に指示する期日までに修正表（③による変更を行った場合は変更後のもの）を初等中等教育局長が別に定める部数（正 1 部を含む。）提出する。

(2) 修正表の作成要領

- ① 目的とする学校及び教科の種類、種目、学年並びに受理番号を記した表紙を添付する。
- ② 「受理番号」の欄には、申請図書の受理番号を記入する。
- ③ 「番号」及び「指摘箇所」の欄には、当該修正表により修正を行おうとする箇所について、検定意見書に記されているそれぞれの記載事項を記入する。
- ④ 「原文」の欄は、検定意見の指摘箇所に係る申請図書の

記載内容及び検定意見書に記載された「指摘事由」を記入し、「修正文」の欄は、検定意見に従って修正した内容を記入する。 記入方法は下記による。 ア 原文は、指摘箇所のみならず、必要に応じ、修正の趣旨が分かり、修正の適否が判断できるような一定の範囲について記入する。 イ 原文と修正文を対照して修正内容が容易に判別できるよう、原文及び修正文の修正部分に下線を施すなどする。 ウ 削除する場合は、原文の該当部分を囲み、「修正文」の欄に「削除」と記入する。 エ 原文は、申請図書の当該箇所をコピーしたもので差し支えない。 オ 「指摘事由」は、原則として、検定意見書に記載された「指摘事由」のコピーを添付する。 カ 修正文は、特に指示する場合を除き、ワードプロセッサ等で印字したものとし、図、写真等の修正については、「修正文」の欄に本刷り又はこれに準ずるものを添付する。ただし、図、写真等の修正として本刷り又はこれに準ずるものを添付した修正表の提出は正1部とし、その他の部数（副）については、本刷り若しくはこれに準ずるもの又はこれらのコピー（修正表に直接印刷したものを含む。）を添付する。 キ 図、写真等については、修正表提出時までには本刷り又はこれに準ずるものを添付することが特別な事情により困難であるもので、特に指示するものについては、暫時、原画のコピー又は版下のコピー等で修正後の内容を示し、後日、本刷り又はこれに準ずるものを添付するこ	記載内容及び検定意見書に記載された「指摘事由」を記入し、「修正文」の欄は、検定意見に従って修正した内容を記入する。 記入方法は下記による。 ア 原文は、指摘箇所のみならず、必要に応じ、修正の趣旨が分かり、修正の適否が判断できるような一定の範囲について記入する。 イ 原文と修正文を対照して修正内容が容易に判別できるよう、原文及び修正文の修正部分に下線を施すなどする。 ウ 削除する場合は、原文の該当部分を囲み、「修正文」の欄に「削除」と記入する。 エ 原文は、申請図書の当該箇所をコピーしたもので差し支えない。 オ 「指摘事由」は、原則として、検定意見書に記載された「指摘事由」のコピーを添付する。 カ 修正文は、特に指示する場合を除き、ワードプロセッサ等で印字したものとし、図、写真等の修正については、「修正文」の欄に本刷り又はこれに準ずるものを添付する。ただし、図、写真等の修正として本刷り又はこれに準ずるものを添付した修正表の提出は正1部とし、その他の部数（副）については、本刷り若しくはこれに準ずるもの又はこれらのコピー（修正表に直接印刷したものを含む。）を添付する。 キ 図、写真等については、修正表提出時までには本刷り又はこれに準ずるものを添付することが特別な事情により困難であるもので、特に指示するものについては、暫時、原画のコピー又は版下のコピー等で修正後の内容を示し、後日、本刷り又はこれに準ずるものを添付するこ
--	--

とができる。 ク 修正表の一葉の中に複数の指摘箇所についてまとめて記入することは差し支えない。その際、原文及び修正文の修正箇所に対応する「番号」を示すなど、それぞれの修正内容が判別できるようにすること。 ケ 原文と修正文を一葉で示すことが難しい場合は、原文と修正文を別葉にして修正表を作成しても差し支えない。 ⑤ 意見の申立ての行われている指摘箇所については、「修正文」の欄に「意見申立中」と記入して提出し、申し立てられた意見を相当と認めない旨の通知があったときには、当該通知のあった日の翌日から起算して7日以内に検定意見に従った修正を行うこと。また、申し立てられた意見を相当と認める旨の通知があったときには、(1)③に示す初等中等教育局長が別に指示する期日までに、該当する指摘箇所について「修正文」の欄に「意見申立承認済」と記入した修正表を提出する。 ⑥ 検定意見に従った修正を行った結果、他の箇所に新たに修正を行う必要が生じた場合は、修正表により、検定意見に従った修正に関連した修正を行うこと。その際には、関連修正である旨及びその修正の理由を示すこと。 ⑦ 検定意見に従った修正として、スク립ト（図書中に示されていない外国語（英語）スク립トに限る。以下、この⑦において同じ。）の変更を行う場合、「原文」の欄は④に示す事項に加え、スク립ト原文を記入し、「修正文」の欄は「スク립トを変更」と記入のうえ、スク립ト変更文を記入すること。 ⑧ 検定意見に従った修正として、外国語（英語）音声の変更を行う場合、「原文」の欄は④に従って記入し、「修正	とができる。 ク 修正表の一葉の中に複数の指摘箇所についてまとめて記入することは差し支えない。その際、原文及び修正文の修正箇所に対応する「番号」を示すなど、それぞれの修正内容が判別できるようにすること。 ケ 原文と修正文を一葉で示すことが難しい場合は、原文と修正文を別葉にして修正表を作成しても差し支えない。 ⑤ 意見の申立ての行われている指摘箇所については、「修正文」の欄に「意見申立中」と記入して提出し、申し立てられた意見を相当と認めない旨の通知があったときには、当該通知のあった日の翌日から起算して7日以内に検定意見に従った修正を行うこと。また、申し立てられた意見を相当と認める旨の通知があったときには、(1)③に示す初等中等教育局長が別に指示する期日までに、該当する指摘箇所について「修正文」の欄に「意見申立承認済」と記入した修正表を提出する。 ⑥ 検定意見に従った修正を行った結果、他の箇所に新たに修正を行う必要が生じた場合は、修正表により、検定意見に従った修正に関連した修正を行うこと。その際には、関連修正である旨及びその修正の理由を示すこと。 ⑦ 検定意見に従った修正として、スク립ト（図書中に示されていない外国語（英語）スク립トに限る。以下、この⑦において同じ。）の変更を行う場合、「原文」の欄は④に示す事項に加え、スク립ト原文を記入し、「修正文」の欄は「スク립トを変更」と記入のうえ、スク립ト変更文を記入すること。 ⑧ 検定意見に従った修正として、外国語（英語）音声の変更を行う場合、「原文」の欄は④に従って記入し、「修正
---	---

文」の欄は「音声を変更」と記入して提出する。変更した外国語（英語）音声記録したものを提出する部数及び期日は初等中等教育局長が別に定める。 ⑨ 検定意見に従った修正として、ウェブサイトのアドレスによって参照するウェブサイトの内容を変更する場合、「原文」の欄は④に示す事項に加え、参照先ウェブサイトの画面又はURLを記入し、「修正文」の欄は「学習上の参考に供する情報を変更」と記入のうえ、修正後の画面又はURLを記入すること。 ⑩ <u>検定意見に従った修正として、検定意見の指摘箇所を含む図書中の記載をウェブサイトのアドレスによって当該ウェブサイト参照させるよう変更する場合、「原文」の欄は④で示す事項を記入する。「修正文」の欄は「学習上の参考に供する情報に変更」と記入し、検定意見に従った適切な修正を行ったうえ、修正後の当該ウェブサイトの画面を記入すること。</u> (3) 修正が行われた申請図書の審査に基づく不合格決定の通知 規則第 10 条第 2 項による検定審査不合格の決定を行ったときは、不合格決定の通知の際に別紙様式第 9 号の「検定審査不合格理由書」を交付する。 (4) 修正表の提出がない場合の不合格決定の通知 規則第 10 条第 3 項による検定審査不合格の決定の通知は、修正表の提出がない旨の理由を付して行う。 6 調査意見を記載した資料（規則第 11 条関係） 教科用図書検定調査審議会に提出される調査意見を記載した資料は、別紙様式第 15 号の「調査意見書」によるものとする。	文」の欄は「音声を変更」と記入して提出する。変更した外国語（英語）音声記録したものを提出する部数及び期日は初等中等教育局長が別に定める。 ⑨ 検定意見に従った修正として、ウェブサイトのアドレスによって参照するウェブサイトの内容を変更する場合、「原文」の欄は④に示す事項に加え、参照先ウェブサイトの画面又はURLを記入し、「修正文」の欄は「学習上の参考に供する情報を変更」と記入のうえ、修正後の画面又はURLを記入すること。 (新設) (3) 修正が行われた申請図書の審査に基づく不合格決定の通知 規則第 10 条第 2 項による検定審査不合格の決定を行ったときは、不合格決定の通知の際に別紙様式第 9 号の「検定審査不合格理由書」を交付する。 (4) 修正表の提出がない場合の不合格決定の通知 規則第 10 条第 3 項による検定審査不合格の決定の通知は、修正表の提出がない旨の理由を付して行う。 6 調査意見を記載した資料（規則第 11 条関係） 教科用図書検定調査審議会に提出される調査意見を記載した資料は、別紙様式第 15 号の「調査意見書」によるものとする。
---	---

7 不合格図書の再申請の期間（規則第 12 条関係）

(1) 小学校用及び中学校用教科書の場合

- ① 以下のアからウまでのいずれかに該当する不合格図書の再申請の期間は、検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の 6 月 1 日から 6 月 10 日までの期間とする。

ア 教科用図書検定調査審議会において、「教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標等に照らして、教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1 単元や 1 章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの」に該当すると判定された不合格図書

イ 教科用図書検定調査審議会において、「欠陥箇所数が著しく多いもの」に該当すると判定された不合格図書

ウ 規則第 7 条第 3 項又は第 10 条第 2 項若しくは第 3 項に基づき検定審査不合格になった不合格図書

エ 規則第 12 条の規定による再申請に基づいて行われる検定審査において検定審査不合格になった不合格図書

- ② ①に該当しない不合格図書の再申請の期間は、規則第 8 条第 1 項の不合格理由の事前通知のあった日の翌日から起算して、70 日以内の期間とする。

(2) 高等学校用教科書の場合

検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の 6 月 1 日から 6 月 10 日までの期間とする。

第 3 検定済図書の訂正等（規則第 14 条及び第 15 条関係）

- (1) 規則第 14 条第 2 項の文部科学大臣が別に定める日は、次のとおりとする。

7 不合格図書の再申請の期間（規則第 12 条関係）

(1) 小学校用及び中学校用教科書の場合

- ① 以下のアからウまでのいずれかに該当する不合格図書の再申請の期間は、検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の 6 月 1 日から 6 月 10 日までの期間とする。

ア 教科用図書検定調査審議会において、「教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標等に照らして、教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1 単元や 1 章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの」に該当すると判定された不合格図書

イ 教科用図書検定調査審議会において、「欠陥箇所数が著しく多いもの」に該当すると判定された不合格図書

ウ 規則第 7 条第 3 項又は第 10 条第 2 項若しくは第 3 項に基づき検定審査不合格になった不合格図書

エ 規則第 12 条の規定による再申請に基づいて行われる検定審査において検定審査不合格になった不合格図書

- ② ①に該当しない不合格図書の再申請の期間は、規則第 8 条第 1 項の不合格理由の事前通知のあった日の翌日から起算して、70 日以内の期間とする。

(2) 高等学校用教科書の場合

検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の 6 月 1 日から 6 月 10 日までの期間とする。

第 3 検定済図書の訂正等（規則第 14 条及び第 15 条関係）

- (1) 規則第 14 条第 2 項の文部科学大臣が別に定める日は、次のとおりとする。

① 規則第 7 条第 1 項の検定の決定の通知を受けた場合は、見本の提出日 ② 規則第 10 条第 2 項の検定の決定の通知を受けた場合は、検定の決定を行った年度の翌年度の 6 月 1 日 (2) 検定済図書の訂正申請は、別紙様式第 16 号の「検定済図書の訂正申請書」、別紙様式第 16 号別紙及び訂正本によるものとする。 (3) 別紙様式第 16 号別紙の記入要領 別紙様式第 16 号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (4) 訂正本の作成要領 訂正本の作成要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (5) 検定済図書の訂正届出は、別紙様式第 17 号の「検定済図書の訂正届出書」及び別紙様式第 17 号別紙によるものとする。 (6) 検定済図書の訂正届出書及びその別紙の提出期間及び提出部数等 ① 検定済図書の訂正届出書 1 部及びその別紙 2 部を、訂正を行おうとする日の 20 日前までに提出する。 ② 別紙様式第 17 号別紙の記入要領 別紙様式第 17 号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (7) 訂正内容の周知 訂正の承認を受けた発行者又は届出により訂正を行った発行者が行う規則第 15 条第 3 項の規定による通知は、初等中等教育局長が別に定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法による訂正内容の周知と併せて行うものとする。	① 規則第 7 条第 1 項の検定の決定の通知を受けた場合は、見本の提出日 ② 規則第 10 条第 2 項の検定の決定の通知を受けた場合は、検定の決定を行った年度の翌年度の 6 月 1 日 (2) 検定済図書の訂正申請は、別紙様式第 16 号の「検定済図書の訂正申請書」、別紙様式第 16 号別紙及び訂正本によるものとする。 (3) 別紙様式第 16 号別紙の記入要領 別紙様式第 16 号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (4) 訂正本の作成要領 訂正本の作成要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (5) 検定済図書の訂正届出は、別紙様式第 17 号の「検定済図書の訂正届出書」及び別紙様式第 17 号別紙によるものとする。 (6) 検定済図書の訂正届出書及びその別紙の提出期間及び提出部数等 ① 検定済図書の訂正届出書 1 部及びその別紙 2 部を、訂正を行おうとする日の 20 日前までに提出する。 ② 別紙様式第 17 号別紙の記入要領 別紙様式第 17 号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (7) 訂正内容の周知 訂正の承認を受けた発行者又は届出により訂正を行った発行者が行う規則第 15 条第 3 項の規定による通知は、初等中等教育局長が別に定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法による訂正内容の周知と併せて行うものとする。
--	--

(8) 教科書に記載するウェブサイトのアドレスによって参照させる内容の変更に関する報告は、別紙様式第 18 号の「ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書」及び別紙様式第 18 号別紙によるものとする。 (9) ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書及びその別紙の提出期間及び提出部数等 ① ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書 1 部及びその別紙 2 部を、変更を行おうとする日の 20 日前までに提出する。 ② 別紙様式第 18 号別紙の記入要領 別紙様式第 18 号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (10) 訂正申請及び訂正届出に関する適切な情報管理 ① 文部科学省は、規則第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく訂正申請の承認の審査が終了するまで又は規則第 14 条第 3 項に基づく訂正届出により訂正を行おうとする日までは、②に掲げるもののほか、当該訂正申請の承認の審査に関する資料及び当該訂正申請の承認の審査について、その内容（訂正申請及び訂正届出の有無に関する情報を除く。）が外部の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。 ② 発行者は、規則第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく訂正申請が承認された日又は規則第 14 条第 3 項に基づく訂正届出により訂正を行おうとする日までは、当該訂正申請又は当該訂正届出に関し文部科学大臣に提出した文書の内容が当該発行者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。 第 4 見本の提出（規則第 17 条関係）	(8) 教科書に記載するウェブサイトのアドレスによって参照させる内容の変更に関する報告は、別紙様式第 18 号の「ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書」及び別紙様式第 18 号別紙によるものとする。 (9) ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書及びその別紙の提出期間及び提出部数等 ① ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書 1 部及びその別紙 2 部を、変更を行おうとする日の 20 日前までに提出する。 ② 別紙様式第 18 号別紙の記入要領 別紙様式第 18 号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。 (10) 訂正申請及び訂正届出に関する適切な情報管理 ① 文部科学省は、規則第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく訂正申請の承認の審査が終了するまで又は規則第 14 条第 3 項に基づく訂正届出により訂正を行おうとする日までは、②に掲げるもののほか、当該訂正申請の承認の審査に関する資料及び当該訂正申請の承認の審査について、その内容（訂正申請及び訂正届出の有無に関する情報を除く。）が外部の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。 ② 発行者は、規則第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく訂正申請が承認された日又は規則第 14 条第 3 項に基づく訂正届出により訂正を行おうとする日までは、当該訂正申請又は当該訂正届出に関し文部科学大臣に提出した文書の内容が当該発行者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。 第 4 見本の提出（規則第 17 条関係）
---	---

(1) 別紙様式第 19 号の「見本提出届」及び見本の提出期間及び提出部数 ① 規則第 7 条第 1 項の検定の決定の通知を受けた場合 通知を受けた日の翌日から起算して 84 日以内に、見本提出届 1 部及び見本 12 部提出する。 ② 規則第 10 条第 2 項の検定の決定の通知を受けた場合 通知を受けた日の翌日から起算して 42 日以内に、見本提出届 1 部及び見本 12 部提出する。 (2) 見本作成の留意事項 ① 教科書符号（発行者の番号及び略称並びに教科書記号及び教科書番号）を表紙及び奥付に記載する。 ② 図書の名称及び定価の表示を奥付に記載する。 ③ 規則第 16 条に規定する事項及び教科書の発行に関する臨時措置法第 3 条に規定する事項を記載する。ただし、発行の年月日及び印刷の年月日は、見本においては「 年 月 日」のように空欄で記載する。 (なお、供給本についても上記①～③の事項を全て記載する。) (3) 編修趣意書の更新及び提出 ① 規則第 7 条第 1 項又は規則第 10 条第 2 項の検定の決定の通知を受けた場合、添付書類として提出した編修趣意書（別紙様式第 5－1 号から第 5－3 号まで）を更新し、発行者名等を記載した上で提出する。 ② ①の編修趣意書の提出期日、提出方法及び提出部数等については、初等中等教育局長が別に定める。 第 5 申請図書等の公開（規則第 18 条関係） (1) 規則第 18 条に基づき公開する資料 規則第 18 条に基づき検定審査終了後に公開する資料は、	(1) 別紙様式第 19 号の「見本提出届」及び見本の提出期間及び提出部数 ① 規則第 7 条第 1 項の検定の決定の通知を受けた場合 通知を受けた日の翌日から起算して 84 日以内に、見本提出届 1 部及び見本 12 部提出する。 ② 規則第 10 条第 2 項の検定の決定の通知を受けた場合 通知を受けた日の翌日から起算して 42 日以内に、見本提出届 1 部及び見本 12 部提出する。 (2) 見本作成の留意事項 ① 教科書符号（発行者の番号及び略称並びに教科書記号及び教科書番号）を表紙及び奥付に記載する。 ② 図書の名称及び定価の表示を奥付に記載する。 ③ 規則第 16 条に規定する事項及び教科書の発行に関する臨時措置法第 3 条に規定する事項を記載する。ただし、発行の年月日及び印刷の年月日は、見本においては「 年 月 日」のように空欄で記載する。 (なお、供給本についても上記①～③の事項を全て記載する。) (3) 編修趣意書の更新及び提出 ① 規則第 7 条第 1 項又は規則第 10 条第 2 項の検定の決定の通知を受けた場合、添付書類として提出した編修趣意書（別紙様式第 5－1 号から第 5－3 号まで）を更新し、発行者名等を記載した上で提出する。 ② ①の編修趣意書の提出期日、提出方法及び提出部数等については、初等中等教育局長が別に定める。 第 5 申請図書等の公開（規則第 18 条関係） (1) 規則第 18 条に基づき公開する資料 規則第 18 条に基づき検定審査終了後に公開する資料は、
---	---

検定審査申請書及び申請図書（いずれも添付書類を含む。）、調査意見書、判定案、検定意見書、検定意見に対する意見申立書、申し立てられた意見の認否書、検定審査不合格理由書、不合格理由に対する反論書、反論認否書、修正表並びに見本とする。

(2) 検定審査終了後の公開方法

(1)において公開する資料の公開の方法、場所、期間及び日時については、初等中等教育局長が別に定める。

第6 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出（規則第19条第2項関係）

規則第19条第2項の記載の変更は、別紙様式第20号の「奥付記載事項変更届」によるものとする。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 平成14年度使用に係る小学校及び中学校の教科用図書については、第1の2(2)①イのうち「90日」とあるのは「120日」と読み替えて適用する。

附 則

この大臣裁定は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この大臣裁定は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この大臣裁定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この大臣裁定は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

- 1 第5以外の規定については、平成21年4月1日から施行

検定審査申請書及び申請図書（いずれも添付書類を含む。）、調査意見書、判定案、検定意見書、検定意見に対する意見申立書、申し立てられた意見の認否書、検定審査不合格理由書、不合格理由に対する反論書、反論認否書、修正表並びに見本とする。

(2) 検定審査終了後の公開方法

(1)において公開する資料の公開の方法、場所、期間及び日時については、初等中等教育局長が別に定める。

第6 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出（規則第19条第2項関係）

規則第19条第2項の記載の変更は、別紙様式第20号の「奥付記載事項変更届」によるものとする。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 平成14年度使用に係る小学校及び中学校の教科用図書については、第1の2(2)①イのうち「90日」とあるのは「120日」と読み替えて適用する。

附 則

この大臣裁定は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この大臣裁定は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この大臣裁定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この大臣裁定は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

- 1 第5以外の規定については、平成21年4月1日から施行

し、施行の際現に検定の申請がなされているものについては、なお従前の例による。ただし、別記については、高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号）に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものへの適用については、なお従前の例による。 2 第 5 (1) (2) の規定については、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、施行の際現に検定の申請がなされているものについては、なお従前の例による。ただし、平成 23 年度使用に係る高等学校の教科用図書の検定で、平成 21 年 3 月 31 日までに申請がなされているものについては、「18 条」を「17 条」と読み替えて、改正後の規定を適用する。 3 第 5 (3) の規定については、決定の日から施行し、平成 21 年 3 月 31 日までの間においては、「14 条」を「13 条」と読み替えて適用する。 附 則 1 この大臣裁定は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。 2 別記については、高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号）に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものへの適用については、なお従前の例による。 附 則 1 この大臣裁定は、平成 22 年 11 月 30 日から施行し、平成 24 年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。ただし、この大臣裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書及び平成 22 年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（平成 22 年文部科学省告示第 84 号）により平成 22 年度において検定の申請を行うことができることとされた教科用図書の検定（別記に限る。）については、なお従前の例による。 2 教科用図書検定規則実施細則の一部を改正する大臣裁定（平	し、施行の際現に検定の申請がなされているものについては、なお従前の例による。ただし、別記については、高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号）に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものへの適用については、なお従前の例による。 2 第 5 (1) (2) の規定については、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、施行の際現に検定の申請がなされているものについては、なお従前の例による。ただし、平成 23 年度使用に係る高等学校の教科用図書の検定で、平成 21 年 3 月 31 日までに申請がなされているものについては、「18 条」を「17 条」と読み替えて、改正後の規定を適用する。 3 第 5 (3) の規定については、決定の日から施行し、平成 21 年 3 月 31 日までの間においては、「14 条」を「13 条」と読み替えて適用する。 附 則 1 この大臣裁定は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。 2 別記については、高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号）に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものへの適用については、なお従前の例による。 附 則 1 この大臣裁定は、平成 22 年 11 月 30 日から施行し、平成 24 年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。ただし、この大臣裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書及び平成 22 年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（平成 22 年文部科学省告示第 84 号）により平成 22 年度において検定の申請を行うことができることとされた教科用図書の検定（別記に限る。）については、なお従前の例による。 2 教科用図書検定規則実施細則の一部を改正する大臣裁定（平
--	--

成 22 年 5 月 27 日) 附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる高等学校の教科用図書の検定については、同裁定による改正前の教科用図書検定規則実施細則(平成元年文部大臣裁定)別記⑥音訓一覧表の項中「「常用漢字一覧表」(昭和 56 年内閣告示第 1 号)」とあるのは「「常用漢字表」(平成 22 年内閣告示第 2 号)」とする。

附 則

この大臣裁定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大臣裁定は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。ただし、この大臣裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書の検定については、なお従前の例による。

附 則

この大臣裁定は、平成 29 年 8 月 10 日から施行する。ただし、この大臣裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書の検定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別記については、高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号)に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものへの適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号)に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものについては、この大臣裁定による改正後の第 1 の 2 の(2)の⑧ア及びエ中「別記」とあるのは「教科用図書検定規則実施細則の一部を改正する大臣裁定(平成 29 年 11 月 15 日)による改正前の別記」と、この大臣裁定による改正後の第 1 の 2 の(2)の⑧エ

成 22 年 5 月 27 日) 附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる高等学校の教科用図書の検定については、同裁定による改正前の教科用図書検定規則実施細則(平成元年文部大臣裁定)別記⑥音訓一覧表の項中「「常用漢字一覧表」(昭和 56 年内閣告示第 1 号)」とあるのは「「常用漢字表」(平成 22 年内閣告示第 2 号)」とする。

附 則

この大臣裁定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大臣裁定は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。ただし、この大臣裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書の検定については、なお従前の例による。

附 則

この大臣裁定は、平成 29 年 8 月 10 日から施行する。ただし、この大臣裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書の検定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別記については、高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号)に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものへの適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号)に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものについては、この大臣裁定による改正後の第 1 の 2 の(2)の⑧ア及びエ中「別記」とあるのは「教科用図書検定規則実施細則の一部を改正する大臣裁定(平成 29 年 11 月 15 日)による改正前の別記」と、この大臣裁定による改正後の第 1 の 2 の(2)の⑧エ

中「「⑫解答一覧表」及び「⑬コンピュータプログラム等関連ファイル」」とあるのは「「⑩解答一覧表」及び「⑪コンピュータプログラム等関連ファイル」」と読み替えるものとする。 附 則 この大臣裁定は、令和元年7月1日から施行する。 附 則 1 この大臣裁定は、令和3年2月15日から施行する。ただし、第3(7)の規定については、同年8月1日から施行する。 2 令和3年2月15日から同年7月31日の間における検定済図書の訂正内容の周知については、なお従前の例による。 3 別紙様式については、令和3年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。 4 この附則に定めるもののほか、この大臣裁定の施行に関し必要な経過措置は、初等中等教育局長が定める。 附 則 <u>1 この大臣裁定は、第1の2(2)⑧キ及び第2の2(3)の規定を除き、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 第1の2(2)⑧キの規定は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この大臣裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書については、なお従前の例による。</u> <u>3 第2の2(3)の規定は、令和7年6月1日から施行する。</u>	中「「⑫解答一覧表」及び「⑬コンピュータプログラム等関連ファイル」」とあるのは「「⑩解答一覧表」及び「⑪コンピュータプログラム等関連ファイル」」と読み替えるものとする。 附 則 この大臣裁定は、令和元年7月1日から施行する。 附 則 1 この大臣裁定は、令和3年2月15日から施行する。ただし、第3(7)の規定については、同年8月1日から施行する。 2 令和3年2月15日から同年7月31日の間における検定済図書の訂正内容の周知については、なお従前の例による。 3 別紙様式については、令和3年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。 4 この附則に定めるもののほか、この大臣裁定の施行に関し必要な経過措置は、初等中等教育局長が定める。
---	---